

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 6月29日
【会社名】	株式会社三ツ星
【英訳名】	MITSUBOSHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 聡一郎
【本店の所在の場所】	大阪市天王寺区上本町五丁目 3 番16号
【電話番号】	0 6 (6 7 6 2) 6 9 5 3
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 松山 元
【最寄りの連絡場所】	大阪市天王寺区上本町五丁目 3 番16号
【電話番号】	0 6 (6 7 6 2) 6 9 5 3
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 松山 元
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都千代田区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月27日開催の当社第72定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円（うち普通配当8円・記念配当5円）、総額74,223,773円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

当社の普通株式について、以下の内容の株式併合を実施するものであります。

1. 株式併合の割合

当社普通株式5株を1株の割合をもって併合いたします。

2. 株式併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日

3. 併合する株式の内容

普通株式

4. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の19,000,000株から3,800,000株に変更いたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 取締役会の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することとし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが出来る旨の条文を新設するものであります。

3. その他、上記の各変更に伴う字句の修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生日をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、塚本聡一郎、競良一、塚本洋一、金城安弘の4名を選任するものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役として、村角末義、中尾巧、辻義夫の3名を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額120百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めるものであります

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	4,938	5	-	(注)1	可決(99.6%)
第2号議案	4,936	8	-	(注)2	可決(99.6%)
第3号議案	4,936	8	-	(注)2	可決(99.6%)
第4号議案				(注)3	
塚本聡一郎	4,937	7	-		可決(99.6%)
競良一	4,937	7	-		可決(99.6%)
塚本洋一	4,937	7	-		可決(99.6%)
金城安弘	4,934	10	-		可決(99.5%)
第5号議案				(注)3	
村角末義	4,935	9	-		可決(99.5%)
中尾巧	4,937	7	-		可決(99.6%)
辻義夫	4,937	7	-		可決(99.6%)
第6号議案	4,920	24		(注)1	可決(99.2%)
第7号議案	4,920	24		(注)1	可決(99.2%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上